

小松市公民連携ガイドライン



令和4年5月

目次

1. はじめに	P1
2. こまつ公民連携デスクとは	P2
3. こまつ公民連携デスクの役割	P3
4. こまつ公民連携デスクへの提案の方法	P3
5. 公民連携への取組み姿勢	P4
6. 連携事業の提案者について	P4
7. 公民連携の進め方	P5
8. 協定の締結について	P7
9. 連携事業の公表について	P7

1. はじめに

急速に進む少子高齢化を始め、災害や感染症への対応、脱炭素に向けた取組みやデジタル化など、変容する社会情勢の中で、地方都市が抱える課題は多様化・複雑化しています。限りある財源や人材の中で、このような多岐にわたる課題を解決していくためには、行政だけではなく、企業や大学といった多様な主体が連携して取り組むことが必要不可欠になっています。

また、企業等にとっても、CSR（Corporate Social Responsibility＝企業の社会的貢献）やCSV（Creating Shared Value＝共有価値の創造）への意識が高まるとともに、地域とのつながりを活かしたビジネス創出への期待も高まっています。

このような状況を踏まえ、小松市では、企業や大学等が持つノウハウ・技術・人材等を活用しながら、地域の課題解決やよりよい市民サービスの提供、活力のあるまちづくりを共に進めることを目的として「こまつ公民連携デスク」を開設しました。

「公」と「民」がお互いの強みを提供しあい、「市民」にとってもメリットのある「三方よし」の公民連携を目指します。

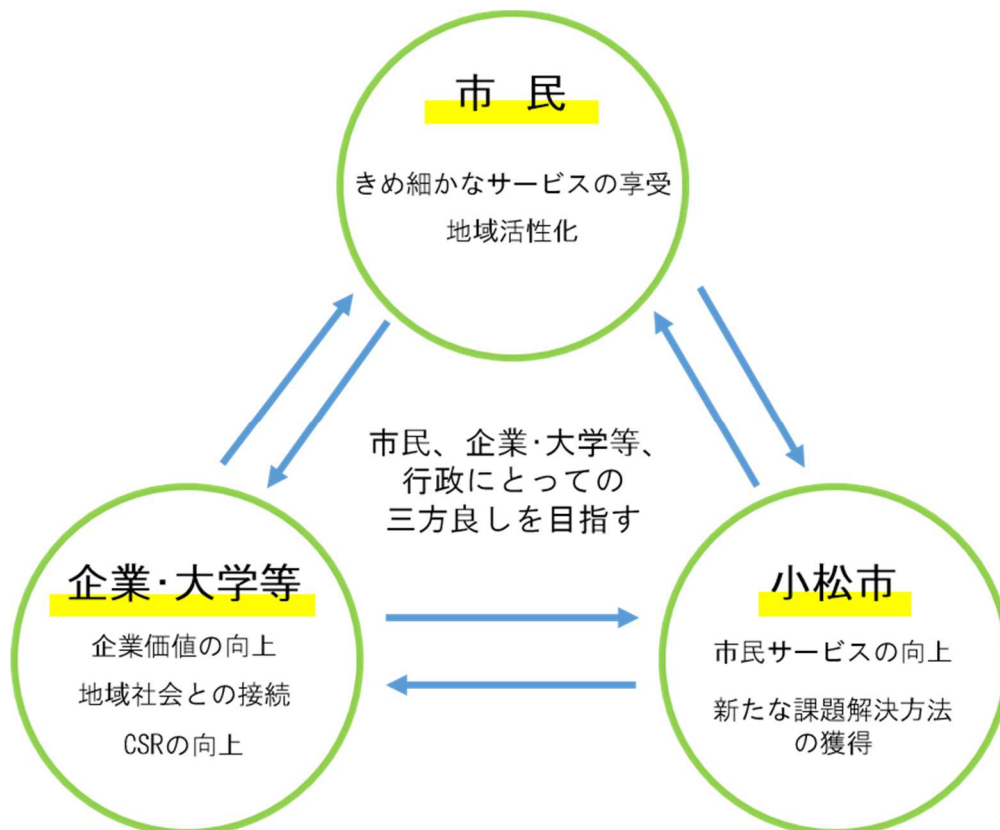
2. こまつ公民連携デスクとは

「こまつ公民連携デスク」は、企業や大学等からの提案や相談を受け付けるワンストップ窓口です。行政と企業や大学が持つ資源や特色を活かしながら、新たな価値を創出し、三方良しの実現を目指します。

一つ目の「良し」は、市民の皆様にとっての「良し」です。最適かつきめ細かな公共サービスの享受、活動の場の創出、地域経済の活性化、雇用の創出の実現などを目指します。

二つ目の「良し」は、企業や大学等にとっての「良し」です。CSR活動による企業価値向上、地域への接続による新たな市場発掘、連携による企業イメージの向上、研究・実証フィールドの獲得などが期待できます。

三つ目の「良し」は、行政にとっての「良し」です。企業や大学等の資源を活用した課題の解決、市の新たな魅力の発掘、市のイメージアップ、財源の効果的な活用などのメリットが考えられます。



3. こまつ公民連携デスクの役割

◆コンシェルジュ機能

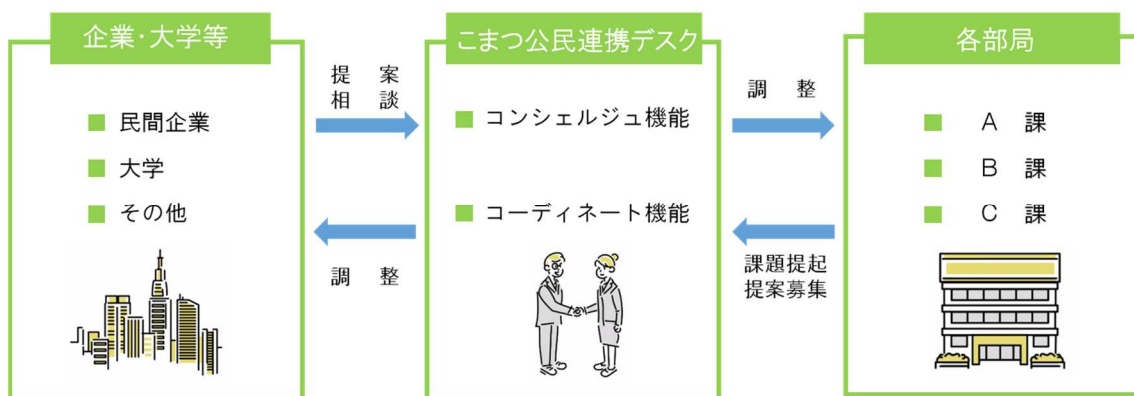
ワンストップ窓口として、企業や大学等からの連携に関する相談や提案をお聞きします。

◆コーディネート機能

企業や大学等と市役所各部局との橋渡しを行います。企業や大学等の提案と、市役所各部局の課題をしっかりと把握して実施の可能性を検討するとともに、双方にとって価値のある取り組みとなるよう調整します。

◆ノウハウ・情報の蓄積と共有

公民連携に関するノウハウや連携事業の好事例などを蓄積し共有することによって、より良い連携事業に有機的につなげていきます。



4. こまつ公民連携デスクへの提案の方法

提案方法についてはテーマ型とフリー型の2種類あります。

◆テーマ型

小松市が抱える地域課題等を示し、その課題の解決につながる連携事業の提案やアイデアを企業・大学等から募集するものです。

◆フリー型

企業・大学等が小松市との連携を希望する事業やアイデア等を自由な発想でご提案いただくものです。

5. 公民連携への取組み姿勢

◆公平性の確保

すべての企業・大学等が提案できるよう窓口を常設し、参入機会の公平性を確保します。

◆対話を重視

市民、企業・大学等、行政の三方良しの実現に向けて対話を重視します。

◆対等な関係

受発注の関係ではなく、パートナーとしての信頼関係を築くとともに、双方にメリットのある連携を模索いたします。

◆強みの提供

小松市の信用性、公共性、安定性、継続性、地域ネットワークなど、財政面以外の強みを活かした連携を模索いたします。

◆アイデアの保護

オープンな過程の中で連携を進めることを基本としていますが、事業の検討段階における企業・大学等の持つアイデアや知的財産等はしっかり保護します。

6. 連携事業の提案者について

公民連携の趣旨に鑑み、下記に該当する場合は提案を受け付けることができません。

1. 個人（個人事業主は除きます。）からの提案の場合
2. 法令や公序良俗に反する場合
3. 小松市の施策に反し、矛盾し又は抵触する場合
4. 政治的・宗教的な関連性や要素がある場合
5. 公共性・公平性に問題がある場合
6. 企業等の営業や広告宣伝のみを目的とする場合
7. その他小松市が連携を行うにあたりふさわしくないと判断した場合

7. 公民連携の進め方

◆「テーマ型」の公民連携の進め方

1

小松市の地域課題や、市が企業・大学等との連携を希望する事案を市のホームページに掲載のうえ、提案を広く募集します。



2

提案・相談者、市役所の各部局、こまつ公民連携デスクによる対話を通じて、連携事業実施の可能性や手法を検討します。



3

協定の締結も含め、具体的な連携事業を実施します。
(協定を伴わない連携の場合もあり)



◆「フリー型」の公民連携の進め方

1

企業・大学等の自由な発想による提案・相談を、こまつ公民連携デスクにて受け付け、市役所の各部局に情報共有します。



2

提案・相談者、市役所の各部局、こまつ公民連携デスクによる対話を通じて、連携事業実施の可能性や手法を検討します。



3

協定の締結も含め、具体的な連携事業を実施します。
(協定を伴わない連携の場合もあり)



◆参考イメージ（役割分担について）

連携手法	対応区分	こまつ公民連携デスク	関係部局
包括連携協定	連携提案の受付	◎	—
	連携事業の調整	◎	○
	協定の締結	◎	—
	連携事業の実施	△	◎
事業連携協定	連携提案の受付	◎	○
	連携事業の調整	○	◎
	協定の締結	△	◎
	連携事業の実施	△	◎
その他連携	連携提案の受付	◎	○
	連携事業の調整	△	◎
	連携事業の実施	△	◎
公募や調達が伴う 連携	連携提案の受付	○	◎
	連携事業の調整	△	◎
	公募や調達	—	◎
	連携事業の実施	—	◎

◎：主担当 ○：積極的に関与 △：必用に応じて関与 —：基本的に関与しない

8. 協定の締結について

◆包括連携協定

小松市の政策や抱える課題の分野は多岐に渡りますが、政策や課題について幅広い分野での連携の取組みを継続的に行う場合に「包括連携協定」を締結します。

◆事業連携協定

個別の分野での連携の取組みを行う場合に締結します。

◆その他の連携

協定を締結せずに連携の取組みを行います。

◆公募や調達が伴う連携

関係法令等に沿った手続きにより事業を実施します。

9. 連携事業の公表について

実施された連携事業については、市のホームページ等においてその内容や成果を公表する場合があります。